

税理士
法人

AIF事務所便り

2026.5.1/406 号



contents

- ◆ 年収の壁 ご家族の収入とあなたの所得控除への影響
- ◆ 健康保険「扶養の130万円の壁」ルールが変わる
- ◆ 飲食業・小売業は漏れに注意！ 個人事業者の家事消費
- ◆ 契約書のコピー 印紙税はかかる？ 複製と原本の境界

税理士 今西崇男

- ◆ 特例の月割りに注意！ 決算月の変更 利益の先送りと税務上の落とし穴

税理士 今西崇男

- ◆ 街の色をめぐる旅 税理士 山本久美子

年収の壁 ご家族の収入とあなたの所得控除への影響

令和 8 年の税制改正により「年収の壁」が大きく見直されました。所得税が課税されない年収の上限が 178 万円に引き上げられ、扶養親族の所得要件も緩和されました。

＜年収の壁の主な変更点＞

1. 所得税の課税最低限の引き上げ

所得税の課税最低限度額が 160 万円から 178 万円に引き上げられます。これは、基礎控除と下記の給与所得控除の見直しによるものです。

2. 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が、令和 7 年から 55 万円から 65 万円に引き上げられました。特に年収 190 万円以下の方が恩恵を受けられます。

3. 扶養親族等の所得要件の引き上げ

扶養控除の対象となる家族の合計所得金額の要件が、48 万円以下から 58 万円以下に引き上げられます。これにより、給与収入では「103 万円の壁」が「123 万円の壁」に変わるイメージです。

4. 社会保険の壁との関係

所得税の「年収の壁」が 178 万円に引き上げられても、社会保険の「106 万円の壁」と「130 万円の壁」は残ります。

- ・106 万円の壁：勤務先の社会保険加入義務が発生するラインです。2026 年 10 月以降、賃金要件が撤廃され、週 20 時間以上働くと社会保険の加入対象となります。
- ・130 万円の壁：配偶者や親の社会保険の扶養から外れるラインです。

＜適用時期＞

年収 178 万円の壁は、2026 年 1 月から 12 月の給与収入に適用されます。減税が反映されるのは 2026 年 12 月の年末調整からです。

＜注意点＞

所得税の壁が引き上げられても、社会保険の壁は残るため、年収 130 万円を超えると社会保険料の支払いが発生し、手取りが一時的に減少する可能性があります。

2026 年 4 月から「130 万円の壁」のルールが変わります。詳細は次のページをご覧ください。

健康保険「扶養の130万円の壁」ルールが変わる

健康保険の扶養内で働く人のルール変更

「扶養の範囲で働きたいけど残業があったらどうなるかな?」「繁忙期に収入が増えて130万円を超えてしまったら扶養から外れるの?」。パートやアルバイトで働く方はいつも考えているかもしれません。

従来の扶養認定の問題点は収入要件が「年収130万円未満」という基本ルールです。この年間収入の算定の仕方が曖昧で判断が難しい面がありました。過去の収入実績や現時点の収入で判断し、残業代見込みも含め今後1年間の収入の見込み額を判定します。扶養となっていた人が、繁忙期にたくさん働いた月がある場合、「このペースだと年収130万円を超える」と働き控えしたり、「本当はもっと働けるけれど、扶養を外れたくないからセーブしている」という方も多かったでしょう。

2026年4月からの新ルール

新ルールその1は、労働条件通知書等にかかれた「**契約上の賃金**」をもとに年間収入を見込みます。具体的には「時給 × 労働時間 × 日数」が基準に満たなければ原則として扶養に該当します。

新ルールその2は、**一時的な収入増では扶養を外れない**。当初の契約では想定されていなかった臨時的な収入（繁忙期の残業代、予定外の手当等）によって、結果的に年収130万円を超えてもその一時的な臨時収入が「社会通念上妥当な範囲」であれば扶養からは外れません。ただし、労働契約、労働条件の変更などで時給のアップや勤務時間の増加などがあつたときは、新しい労働条件通知書の内容で要件に該当しているかの確認が必要です。さらに、契約内容を実態より不当に低く申告して基準を超えていた場合は、扶養を取り消されることがあります。

今のうちに確認しておきたいこと

労働条件通知書がない場合は新しいルールは適用されません。従来通り勤務先からの収入証明によります。

労働条件通知書がない場合は勤務先に発行を依頼しましょう。

通知書の内容と実際の勤務状況が合っているか、大きく違うときは内容の見直しをしましょう。そして契約上の年収が基準額未満であるかを確認しましょう。



扶養に入る年齢によって収入基準は年収130万円、180万円、150万円と違ってきます

飲食業・小売業は漏れに注意！ 個人事業者の家事消費

家事消費（自家消費）とは？

飲食関係や小売関係の事業を営む個人事業主が、決算で気を付けたいものの一つに「家事消費（自家消費）」があります。

「家事消費（自家消費）」とは、個人事業主が事業用の商品や材料を自分や家族の生活やプライベートで使う場合をいい、次のようなケースが該当します。

<飲食関係の場合>

パン屋	売れ残りのパン・弁当を
弁当屋	家族で食べた。
ラーメン店	ラーメンを家族の昼食として食べた。

<小売関係の場合>

家電店	店頭に展示していた家電を 自宅用にした。
八百屋	売れ残り野菜を夕飯に使った。
菓子屋	商品を子どものおやつにした。

日本の所得税では、売上原価から家事のために消費した部分を除外するという方法を取らず、家事消費（自家消費）を事業所得の「収入（売上）」に計上します。事業所得の青色決算書 2 頁目「月別売上（収入）金額及び仕入金額」の「家事消費等」の欄に 1 年分の金額をまとめて記載します。

家事消費等として収入計上する金額

収入（売上）とすべき金額は次の金額です。

原則	通常の販売価額
特例	次の金額のうち大きい金額 ・仕入金額 ・通常の販売価額の 70%

「特例」を用いる場合には、その売上を帳簿に記録することが条件となります。

<事例>

麦酒 1 本 320 円で仕入れ、顧客に 500 円で提供している飲食店が、家事のために消費した。

<会計処理>

(借方) 事業主貸 350 (貸方) 家事消費 350
※仕入 320 と販売額 70% のうち多い金額

これらはすべて棚卸資産が対象で、サービスの提供は対象外となります。

消費税と所得税では「割合」が異なります

消費税でも、事業用資産の自家消費は譲渡があったものとみなされます。対価の額は、次のいずれか大きな金額以上の金額を用いることができるとされています。

- ・仕入価額
- ・通常の販売価額の 50%（棚卸資産のみ）



自家消費は、きちんと売上計上しておきましょう。

契約書のコピー 印紙税はかかる？ 複製と原本の境界

印紙代の節約対策として、契約書の原本を一部だけ作成して印紙を貼り、もう一方はそのコピーを保管しておくという手法があります。この場合、保管用のコピーにも印紙を貼る必要があるのでしょうか。

結論からいえば、単にコピー機で複写しただけの紙であれば、印紙税は一切かかりません。印紙税の対象となる「課税文書」とは、当事者間で合意が成立したことを証明する、原本としての効力を持つ文書のことです。単なる写しは、契約の事実をメモしたに過ぎないとみなされます。

しかし、実務上陥りやすい落とし穴もあります。コピーした紙に対して、後から当事者が署售や押印をした場合です。この際、実印でなくとも、担当者の認印や会社の角印であれば課税対象となります。または、「原本と相違ない」という文言（割印なども含む）を書き添えてハンコを押しても、そのコピーは独立した「証明力を持つ文書」へと昇格してしまいます。税務調査でこれが見つかり、単なる控えのつもりでも印紙の貼付漏れを指摘され、本来の3倍の「過怠税」を徴収される羽目になります。節税のつもりが思わぬペナルティーを招かないよう、コピーには一切の手を加えないよう注意しましょう。

税理士 今西崇男

特例の月割りに注意！ 決算月の変更 利益の先送りと税務上の落とし穴

日本企業の多くは3月を決算月としていますが、税理士の繁忙期と重なって十分な決算対策が打てないなどの理由で、決算月の変更を検討する経営者は少なくありません。

決算月の変更に法務局での登記手続きは一切いらず、臨時の株主総会を開いて定款変更の決議を行い、税務署や自治体へ異動届出書を提出するだけとなります。

決算月を変更するメリットのひとつは、当期の終盤に見込まれる巨額の利益を次期の期首にずらせることです。例えば、3月決算の会社で3月に巨額利益が予想される場合、決算月を2月に変更すれば翌事業年度のはじめに多額の利益を計上できます。約1年間の猶予を得て、じっくり決算対策を練ることができるわけです。

ただし、決算期を変更すると減価償却や法人税の軽減税率の計算に関する調整に手間が掛かります。納税期限が前倒しとなり、資金繰りに悪影響が出ることに注意を払わなければなりません。

また、期の途中で変更すると事業年度が短くなるため、税務上有利なさまざまな特例が「月割り計算」に縮小されてしまう点にも注意が必要です。例えば、交際費の年間800万円枠や、少額減価償却資産の年間300万円枠は、仮に9ヵ月決算になれば4分の3に減額されます。さらに、その期だけ短くなることで、事業年度の業績比較が困難となり、財務資料の連続性という観点からも、決算期をむやみやたらに変えるものでもないと言えます。

税理士 今西崇男

街の色をめぐる旅 1

お出かけが心地よい季節になりました。とはいえ、旅行になかなか行けない私は、パソコンの壁紙に毎日世界の美しい景色が映し出されるように設定しています。毎朝違う街並みや風景が現れ、ちょっとした旅気分を味わえるのでおすすめです。

街並みを一つひとつ眺めていると、その街らしさを形作る要素の一つに「色彩」があることに気づきます。今回は、その街が街らしくあるための色彩の源についてお話ししたいと思います。

白い建物

「明るい太陽と白垂の外壁」に代表されるような白い建物は、見る者を魅了します。この白色の建材は、サンゴの堆積物などが長い年月をかけて固まった石灰石から作られています。石灰石はもともと海底で形成され、地殻変動によって地上に現れたものです。やわらかく加工しやすいため、古くから世界各地で建材として利用されてきました。

含まれる成分や採取された場所によって、タージ・マハルやギリシャの建物のように真っ白だったり、ピラミッドやパリの建物のようにやや黄色みを帯びたりします。また、酸性に弱いため、雨で表面が少しずつ溶け凹凸が生まれ、独特の風合いが増すのも魅力の一つです。

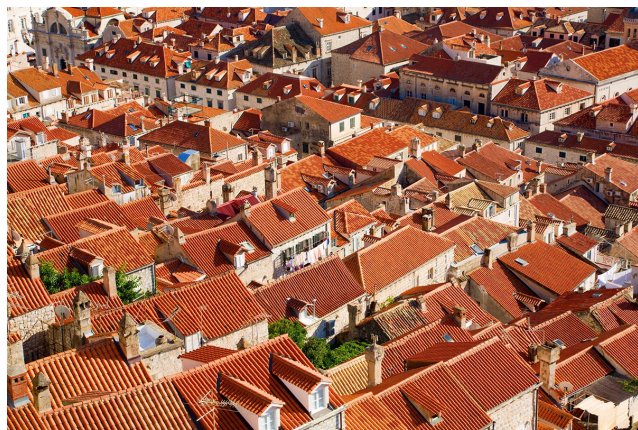


<インド タージ・マハル>

オレンジ色の瓦屋根

南欧の街並みに見られる赤みのあるオレンジ色の屋根は、テラコッタと呼ばれる色です。瓦の土に含まれる鉄分が焼成によって酸化することで生まれます。明るい光のもとでは、この色が街全体に南欧らしい雰囲気を感じさせます。

世界の瓦やレンガは黒色、灰色、茶色、ピンク色など多彩ですが、その土地の土の成分や焼き方によって色味が変わるため、街に独自の表情を与えます。



<クロアチア ドブロボニク旧市街>

緑色の屋根

迎賓館赤坂離宮や大阪城などの屋根は、独特の緑色をしています。これは緑青（ろくしょう）と呼ばれるもので、銅が長い年月をかけて酸化することで生まれる色です。見た目の美しさだけでなく、屋根を保護する役割もあります。日本では、こうした銅屋根は格式ある建物に用いられることが多く、伝統と品格を感じさせます。



<日本 大阪城>

街の色をめぐる旅 2

金色の建物

タイやミャンマーなどでは、金色に輝く寺院が多く見られます。施されている金箔や金粉は、「功德を積む」という信者の喜捨によって支えられています。晴れた日には光を受けて輝き、曇り空の下でも遠くから目を引き、神秘的に映ります。身近にその存在を感じられることが、心のよりどころとなり、日々の安心にもつながっているのでしょう。



<ミャンマー シュエダゴン・パゴダ>

アジアの雑多な街並み

アジアの都市、例えば香港の街に足を踏み入れると、色と光が雑多に混ざり合う光景が広がります。ビルの中に看板がひしめき、赤や黄色、青の文字やネオンが街を埋め尽くします。路地を歩けば、乾物屋や八百屋、屋台の色と香りが入り混じり、カラフルでにぎやかな空間が現れます。

こうした雑多な色彩は、一見整理されていないように見えて、アジアの生活や文化のリズムそのものを映し出しています。古い建物のコンクリートのグレーに、赤・青・黄のさまざまな色の漢字や模様が混ざり合う。その混沌こそがアジアらしさであり、街の個性です。



<香港 ネイザン・ロード>

街に溶け込む色彩の源は、その土地の素材とともに、気候や自然環境、歴史、文化、人々の暮らしなど、さまざまな要素が深く関わっています。そして何より、その土地で暮らす先人たちが素材や色を選び、少しずつ積み重ねてきた結果でもあります。

日差しの強い地域では白や淡い色の建物が多く見られ、寒冷地では温かみのある色が選ばれる傾向があります。また、歴史ある街では建物の色彩が規制され、全体として統一感のある美しさが保たれ、一方で現代的な都市では、多様な色が混ざり合いながらも独自のリズムを生み出します。

こうした人々の選択と積み重ねが、街の個性を形づくり、私たちの記憶に残る風景となるのです。壁紙越しに眺めるだけでも、その土地の空気や温度、そこに暮らす人々の息づかいが感じられるのはこのためでしょう。

そして、私もまたその積み重ねの一員として、日々の仕事や暮らしで丁寧に一歩ずつ工夫を重ねていきたいです。
—— 今日頑張ろうと思います。